

第10回農林水産省独立行政法人評価委員会

農林水産省独立行政法人評価委員会事務局

第10回農林水産省独立行政法人評価委員会議事次第

日 時：平成17年11月7日(月)13:30～14:50

場 所：三田共用会議所第四特別会議室

出席委員：松本委員長、有馬委員、井上委員、井原委員、内山委員、大川委員、岡田委員、梶川委員、小坂委員、木平委員、小林委員、清野委員、手島委員、土井委員、徳江委員、中村委員、日和佐委員、山野井委員、山本委員、吉武委員、渡邊委員(21名)

1 開会

2 議事

(1) 業績勘案率の算定方法の変更について

(2) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて

(3) 意見交換

3 閉会

午後1時30分 開会

松本委員長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第10回農林水産省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご参集いただきましてまことにありがとうございます。ありがとうございました。

開催に当たりまして農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第1項において、会議の定足数は過半数とされておりますが、委員、臨時委員31名のうち、ただいまのところ18名が出席されておりますので、本日の委員会は成立要件を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、本日の配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

文書課課長補佐 文書課課長補佐の園田でございます。私の方から説明させていただきます。

資料の頭に配布資料一覧、議事次第があるかと存じますが、その後に資料1、資料2、資料3-1、3-2、3-3及び3-4をご用意しております。右肩にそれぞれ資料番号を付しておりますので、配布資料一覧と見比べながらご確認いただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

なお、配布しております中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに係る資料につきましては、現在検討中のものがございますので、委員限りということにさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

松本委員長 資料ご確認いただけましたか。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、初めに業績勘案率の算定方法の変更についてでございます。

これにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 私の方から簡単に説明させていただきます。

農業分科会及び林野分科会の法人につきましては、法人における達成目標以上の改善努力を引き出すという観点から、16事業年度以降の評価に係る評価基準を5段階評価ということにすることとしたところでございます。

このため、これらの法人に関して5段階評価に対応した業績勘案率の算定方法を策定する必要があり、本日ご提案させていただきたいと考えております。

資料2を見ていただきたいというふうに思います。

業績勘案率につきましては、一定の算定式により、基本業績勘案率を算定し、これに大幅に

法人の業績が改善されている場合には最大0.5まで、また、特段の個人業績がある場合には最大0.5まで上乗せできるということになっているかと思えます。このうち、現行では資料の1番にあるとおり、基本業績勘案率の算定式において、A評価の係数を1、B評価を0.7、C評価を0.25としまして、算定式によりまして0.25から1までとり得るようにしてきましたが、新たに設定したS評価、D評価を算定式に反映させる観点から、2番にありますとおりS評価の計数1.3、D評価を0というふうにしまして、0から1.3までとり得るようにしたものでございます。このため、特段の法人の業績に係る加算の上限を、これまで0.5としてきたところを0.2ということにすることとしたものでございます。それ以外は変更点はございません。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま示されました業績勘案率の算定方法の変更について、ご意見を求めたいと思えます。どうぞ。

ございませんか。

それでは、特段のご意見、ご質問がないようでしたら、業績勘案率の算定については、ただいま示されました案で、当委員会として異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

松本委員長 それでは、当委員会として、このように決定することといたします。

なお、今後の細かい文言の調整等につきましては、私に一任させていただきたいと思えますが、これについてもよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

松本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に入ります。

中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてでございます。

まず、これにつきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 これも、私からご説明させていただきます。

初めに、今後の独法見直し及び評価委員会等のスケジュール(案)についてでございますが、資料3-1をごらんください。

今後の独法見直し検討等スケジュール(案)というのがございます。

17年8月末に見直し素案の総務省等への提出、これはこちらの評価委員会の方で議論していただいて、総務省等へ提出したところでございますが、その後9月に入りまして、総務省の政

策評価・独立行政法人評価委員会・分科会、及びその後10月3日に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会ワーキンググループにおける理事長を中心としたヒアリング、及び10月14日に独立行政法人に関する有識者会議のヒアリングが行われたところでございます。

さらに、10月14日の有識者会議のヒアリングの結果を踏まえまして、指摘事項という形で、総理に10月28日に報告しているというような状況となっております。

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の方では、以上の検討状況を踏まえまして、勧告の方向性の案について議論がなされているところでございまして、10月31日に総務省政・独委の分科会が行われまして、ここで勧告の方向性の案の検討がなされたということで聞いているところでございます。当方といたしましても、現在これらの指摘等を踏まえまして検討を行っているところでございます。

それで左側、独法評価委員会、7日、今日でございますが、見直しの方向性についてこちらからご説明させていただき、議論していただきたいというふうに思っております。その後、11月14日予定ということなのですが、総務省政・独委、分科会と親委員会の合同というふうに聞いておりますが、予定されておまして、それを踏まえて勧告の方向性が中旬ぐらいを目途に正式に提示されるということで聞いております。その後、農水省といたしまして、見直し案を作成するということになります。

ここからは、昨年と同様な流れになると思います。12月の末ぐらいに行革本部の議を経て見直し内容を決定するというような流れになっております。

それと、一番下に書かれておりますが、4月以降、17年度事業年度評価とあわせまして、通則法34条に基づく中期目標期間の評価を行っていただきたいと考えておりますので、分科会及び各PTにおきましては、対応方お願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

松本委員長 次は3 - 2についてです。

文書課課長補佐 そうしましたら、引き続きまして3 - 2の方でございます。

独立行政法人の見直し検討の方向性でございます。

今ほどご説明させていただきましたとおり、本年見直し検討の対象となっている7法人につきましては、8月末に皆様からご意見をいただき取りまとめた、農林水産省としての見直し素案を提出して以降、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、独立行政法人に関する有識者会議において議論が行われてきたところでございます。

その議論の中では、一つは種苗管理センター、家畜改良センター、林木育種センターの職員

の身分に関しましては、当方からは中立公正性や秘密保持を確保する必要があること等から公務員型を維持すべきだというふうに主張してまいりましたが、それらにつきましては、役職員を見なし公務員とし、守秘義務等を課せば対応できることから、公務員型を維持する理由としては薄弱であると、こういった指摘がなされてきました。

また、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人の職員の身分に関しましては、専ら検査検定を行う法人であるとともに、食品の安全や消費者の信頼を確保するためには、公務員型を維持する必要があるとの説明を行ってまいりましたが、これも非公務員化についてさらなる検討が必要であるという指摘がなされたところでございます。

また、検査検定の機能面の共通性から、これらの3法人を統合すべきとの指摘があり、当方からはそれぞれ専門性が異なる等を説明してまいりましたが、業務の効率化等が期待できるのではないかとの指摘がなされました。

さらに、林木育種センターにつきましては、昨年、非公務員化する方向で整理がなされた森林総合研究所と同様に、業務の対象が森林であるということから統合による効果を見据えて、前向きに統合を検討すべきだという指摘がございました。

このような指摘を踏まえまして検討した結果でございますが、資料3-2でございますが、まず職員の身分に関しまして、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人につきましては、BSEの発生やその後の偽装表示事件の頻発、無登録農薬が広範に流出した事件が相次いでおります。食品の安全や消費者の信頼を確保するため、食品安全行政の強化を図っている中で、検査検定3法人については専ら検査検定を行っているということから、これらは消費者の健康への悪影響の防止や食品に対する信頼の確保に直結するものである、その業務の遂行に支障が生じると国民生活に重大な影響を及ぼすということになると考えられますことから、公務員の身分を維持する方向で検討することというふうに行っているところでございます。

また、種苗管理センター、家畜改良センター、林木育種センターにつきましては、専ら検査検定業務を行うものではなく、非公務員化することによって国民生活に著しい支障を及ぼすという理解が得られにくいと考えまして、非公務員化する方向で検討することというふうに行っているところでございます。

次に、組織の統合や事務事業の見直しに関してでございます。

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人につきましては、当初指摘されておりました肥飼料検査所と農薬検査所の統合では、明確なメリットが見出しがたいので

すが、農林水産消費技術センターも含めました3法人を統合し、一体的に業務を実施することによりまして、農薬、飼料、食品に関する情報の共有化が図られ、消費者に対して食品の安全性確保に関する総合的な情報の提供を行うことができると考えられます。さらに、3法人の保有する情報を共有化することにより、効率的な立入検査や分析結果の実施にも資するものと考えられますことから、これら3法人を統合する方向での検討を行っているところでございます。

また、統合の検討とあわせ、そのメリットを発揮する観点等から本部や地方組織の運営の効率化を図っていくとともに、検査等業務の効果的かつ効率的実施等を行っていくことについて、具体的な検討を行っていききたいと、このように考えております。

2つ目につきまして、種苗管理センターにつきましては、ばれいしょの原原種生産及び配布業務の集約化・効率化を図るとともに、茶樹の原種生産及び配布業務を地方公共団体または民間に移管し、配布することといたしております。

また、品種登録に係る栽培試験業務及び種苗検査業務の集約化、久留米分室の廃止をはじめとした地方組織の運営の効率化、技術専門職員が担当する業務の見直し、アウトソーシングを進めること等を行っていききたいと、このように考えております。

家畜改良センターにつきましては、家畜の改良、増殖業務につきまして、牛、豚、鶏等主要家畜に重点化しまして、めん羊、山羊、実験動物等に関しましては、民間を中心とした家畜供給体制の構築状況を踏まえまして、民間に移管し廃止するとともに、飼料作物種苗の生産、配布等業務に関しましては、需要動向等を勘案し、新品種及びニーズの高いものに限定、重点化を図っていききたい、このように考えております。

また、地方組織における事務事業の集約化、技術専門職員が担当する業務の見直し、アウトソーシングを進めること等を行っていききたいと、このように考えております。

林木育種センターにつきましては、我が国の森林整備を推進していくという共通の目的もありますことから、昨年、非公務員化する方向で整理がなされた森林総合研究所と統合する方向で検討するというふうにしております。

また、統合の検討とあわせまして、効率的な運営を確保するという観点から林木育種センターの各組織における事務事業につきましても見直す方向で検討を行っていききたいというふうに考えております。

最後に、水産大学校につきましてでございます。

見直し作業でお示ししましたとおり、非公務員化するとともに、学生数が学生定員を大幅に下回っている状況を踏まえまして専攻科の定員等の見直し、実習生の乗船状況を踏まえまして

漁業練習船の効果的かつ効率的運用に関する検討を行っていきたいと考えております。

以上が、本年見直し検討を行う法人の検討の方向性でございますが、本日のご意見を踏まえますとともに、今月中旬を目途に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示される勧告の方向性も踏まえまして、さらに省としての検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明の中で、農林水産消費技術センター、それから肥飼料検査所及び農薬検査所の統合並びに林木育種センターと森林総合研究所の統合という話が説明されました。これは、大変重要な見直しだと考えられます。

そこで、この点に関して、統合によってどんなメリットがあるのか、どんな効果が出てくるのか、こういうところをもう一度詳しくご説明いただきたいと思います。

まず、検査検定3法人の統合についてご説明をお願いしたいと思います。

農産安全管理課長 消費・安全局の農産安全管理課長の嘉多山でございます。

3法人の統合ということで、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の統合についてご説明いたします。

資料は3-3ということで1枚紙でございますが、それをご覧いただきながらということでございます。

先ほど、文書課の方から説明がございましたように、当委員会におきましても肥飼料検査所と農薬検査所の統合ということで、ご検討、ご示唆をいただいております。

また、総務省の評価委員会、有識者会議からも、むしろ3法人の食品の安全性とか消費者の信頼の確保という観点から、共通の目的を持って検査検定を行おうということで、3法人の積極的な統合というものを図るべきではないかということで強いご指摘を受けているということでございます。

このようなご指摘を受けまして、私どもとしてさらに検討したわけでございますが、3法人の統合につきましても、緊急時などにおけるデメリットは懸念されるということはあるわけでございますが、一方で、生産資材の生産、流通というところから、それを使って作られる農産物、あるいは食品の生産、加工、流通、販売といった各段階で食品の安全性や消費者の信頼の確保を図るという面から、そういう事務をしている法人でございます。このため、そういう意味では統合によるメリットも考え得るのではないかと考えておりますので、私どもとし

では前向きに検討をするということにしたわけでございます。

ご承知のとおり、現在でも消費技術センターでは、食品に関して情報を収集したり提供する、あるいは窓口相談など消費者対応業務を積極的に行うということで、食品の安全性に関する情報提供というものに積極的に取り組んでいるところでございます。3法人が一体的に業務を行うということになりますれば、農薬、肥飼料、食品といったものについて、それぞれ情報の共有化が図られるということがございます。

また、食品の安全性の確保に関する総合的な情報の提供というのも行うことができる、これまでの消費技術センターのノウハウなり活動というものを踏まえますと、消費者の関心も踏まえまして、より正確でわかりやすいものとするところができるというメリットがあるのではないかと。さらに、消費者から相談がいろいろあるわけですが、そういう相談窓口のワンストップ化も進むということがございますので、そういう意味では消費者、食品事業者、さらには農業者にとってもメリットが大きいのではないかとというふうに考えられるわけでございます。

さらに、今後の課題ということになりますけれども、3法人が共有している情報というものをできるだけ効率的な立入検査、あるいは分析検査といったものの実施に役立つような形で提供するというのも含めてメリットが生じる可能性があるのではないかとというふうに考えているわけでございます。

先ほど申しましたように、一方で、統合によって業務の質が落ちるということでは困りますので、そういう意味では管理能力が低下しないような体制の整備、あるいは3法人の職員に求められる専門性の維持・向上といったものを前提といたしまして、そういうものがきちんとできるということに留意しながら、統合後においても引き続き質の高い検査の業務ができるようにということと検討してまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

それでは、同様の統合問題で、次に林木育種センターと森林総合研究所の統合について、ご説明をお願いいたします。

研究・保全課長 林野庁研究・保全課長の笹岡でございます。

それでは、林木育種センターと森林総合研究所の統合に関しまして、若干補足をさせていただきたいと存じます。

資料は3 - 4の1枚紙がございますので、そちらをごらんください。

林木育種センターの事務事業の見直しにつきましては、現行の組織形態、すなわち単独の特

定独立行政法人を維持する必要性につきまして、総務省の政・独委、あるいは独立行政法人に関する有識者会議に対して説明をしまいたところでございます。

しかしながら、政・独委等におきましては、林木育種事業と、それから試験研究を一体的に進めることによって、さらなる効果が期待されることなど森林総合研究所との統合による効果を見据えて、統合を含め前向きに検討することが必要という指摘をいただいたところでございます。

こうしたご指摘を踏まえまして、農林水産省としても事務事業の継続を図る上で、一定の対応方向を示す必要があるだろうという認識のもとに、両独法につきましては、我が国の森林整備を推進していくという共通の目的、これがございますことから林木育種事業と、それから森林総合研究所の試験研究との連携を図って、一層効果的な業務の推進を図る。すなわち、例えば社会ニーズですとか研究シーズなどの情報の共有化を図ること。それから第2に、森林総研の有する幅広い機転を応用しました品種開発を推進すると、こういう観点から統合のメリットを見出してみたいという判断をしたところでございます。

なお、この両方の独法につきましては、林木育種センターが品種の開発・普及といった事業を行っているところでありまして、また森林総合研究所の方はいわゆる試験研究を行う法人という、業務の目的、内容などが異なる点がございますので、実際の統合に当たりましては、その準備・調整に一定の時間もかけながらやっていく必要があると認識しておりますけれども、統合による運営の効率化を確保し、また両独法が現在行っている事務事業を引き続き実施していくための体制をきちんと整備してやっていくという考え方で、統合を前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

ただいま、資料の3 - 1から3 - 4につきましてご説明をさせていただいわけでございますが、ただいまからご質問、ご意見、コメント、いろいろな討議にこれから時間を割いていきたいと思っております。

どうぞ、ご意見をお持ちの方、挙手をお願いいたします。

井原委員 林野分科会の井原です。

林木育種センターに関してです。統合という方向性が出たということは仕方がないと思うんですが、私自身は統合自体には反対でした。

そこで、お願いですが、統合の時期を遅らせていただきたい。それから、もし統合しても、

それぞれの機関の機能は十分確保して縮小しないでいただきたいということです。その理由は大ざっぱに言うと1つだけになりますが、林木育種センターの使命を今一番発揮しなければいけない時期に来ていると思うんです。森林関係での幾つか課題がありますけれども、その一つの大きな課題として花粉症の問題があるわけです。スギ花粉症というのは温暖化の影響もあって、年々被害が増えています。この解決策というのは植え換えるしかないと思います。医薬品の開発やら、それからある品種改良された米を食べれば軽減されるというような研究も出ていますけれども、それは対症療法であって、根本的に解決するのは無花粉スギという品種に植え換えていくしかありません。

その品種改良もこのセンターが中心になって取り組んでいます。それをこれから供給して実際に植え換えていくということが今なかなか進んでいないんですけれども、その拠点としてこのセンターは欠かせないところだと私は思うんです。本当にこの花粉症は大問題で、医療的に幾らやっても経費はどんどんかかっていくわけです。今医療費の削減というのも国の大きな課題になっておりますが、これはまだまだ膨らんでいくと思います。ですから、このまま放っておくと、200年、300年とかかる問題ですが、それを少しでも早く植え換えていかなければなりません。その拠点となるのはこのセンターしかないと思いますので、そのことを十分考慮していただいて統合問題を考えていただきたいと思います。

以上でございます。

松本委員長 ありがとうございます。

非常に貴重なご意見をいただきました。

林木育種センターの森林総合研究所への統合はなるべく遅らせてほしい。そして、万が一統合をしたような状態ができて、その機能を決して縮小しないでほしいという、非常に強いご要望がございました。特に林木育種センターでは、現在、花粉症で悩む非常に多くの国民のために、スギの無花粉品種の開発を進めているところで、統合によってこうした非常に重大な問題の業務に多少とも支障が来すのではないかとのご心配でございました。

それでは、これについて事務局の方で答えられる範囲で答えたいと思います。

研究・保全課長 ご意見ありがとうございました。

林木育種センターの事業、業務の重要性につきましては、政・独委、あるいは有識者会議でもご説明をさせていただいたところでございますし、その点については一定のご理解を得たというふうに私ども考えておりますから、仮に統合ということになりましても、ご意見の趣旨を踏まえて、真に効果のある形を目指していきたいと考えております。

松本委員長 今のでほかに、よろしゅうございますか。

そのほか、小林委員どうぞ。

小林委員 他の分科会の話で恐縮ですが、私はこの林木育種センターと森林総研は統合した方がいいのではないかと考えています。

というのは、片一方は非公務員型でもう既に走ろうとしている。それを林木育種センターは公務員型でいこうとしている。この間の人事交流というのはどうなっているんだろうというのが随分前から思っていたんですが、実際問題として育種から普及までを別にしている作物というのはほとんどありません。例えば、米にしても育種の部門と栽培の部門とか、すべてが一緒になって研究して普及させています。ですから、林木をほかの作物に比べたときに、品種の開発とか普及というものと研究というのを分けるということ自体が理解に苦しむところです。

無花粉のスギが開発されたそうですが、スギを必ずしも植えなければいけないものなのですか。植えかえるのであれば別のものを植えたらどうなんですか。何を植えるかは、全体の森林行政にかかわる問題であって、これが一本になっていないからこそ、スギの花粉が悪ければ無花粉のスギを普及させればよいという単純な考え方を持つようになるんじゃないんですか。

戦後の材木をつくるときに、スギを植える植えると言って植えた、国策で植えたわけですが、そのつけが回ってきた。今度は、スギ以外のものを植えてもいいんじゃないですか。今、植わっているからスギだから無花粉のスギという、ただそれだけに過ぎないような気がするんですが、如何でしょうか。

松本委員長 井原委員、どうですか。

井原委員 それは、ちょっと違うのでもう少しきちんとして理解いただきたいと思うんですが、その点については、私よりも有馬先生の方が……。

松本委員長 では、有馬委員よろしくお願いします。

有馬委員 森林総研の研究部門と実際に育種するセンターが今まで分かれていた理由は、それなりに多分あったんだろうと思うんです。やはり育種というのと、それから森林というのとは若干違うところがあります。国土の3分の2が我が国は森林でございますので、その地域地域によって状況が当然違ってまいります。したがって、総合的に見ていたのが片一方の森林総合研究所でありましょうし、それからある問題について若干育種というところに特化して進めてきたというのが育種センターだったろうと思います。

そういうことを考えますと、ある時期になったからこれは統合ということも当然、一つのうちの中の全体として考えるべき問題として出てくるというのは、ある程度私は致し方ないこと

かなと思っております。先ほど申し上げましたように、地域地域によって非常に問題が違っております。これは、各都道府県との関係が実は非常にいろいろなところに出てまいるかと思えますけれども、それについてはちょっと置いておきまして、先ほど小林先生から出ましたスギを植え過ぎたのではないかというようなお話なんです、これはある時期はある程度仕方なかったと、私は若干思っておりますし、ただそれをずっと続けていかどうかということは大きな課題だろうと思えます。

それが、すべてがスギでよかったのかという反省は、今進められている状況でございますので、これに対していいとか悪いとかというのは、ちょっといかなものかという感じが私はいたしております。ただ、現在置かれている状況を考えますと、例えば地球温暖化の問題だとかいろいろな問題を考えますと、現在の段階ではスギを植えてきたというのは、そう悪いことではなかったと私は判断しております。

我が国の地球温暖化の吸収源の維持として、今3.9%を維持できているのは実はこの人工林のスギでございますし、他のものではそれだけの能力があったかということになりますと、いささか問題があると。ただ、それが全部植えたのが本当によかったのかどうかということは残念ながらよくわかりません。だから、今後、どういう形でどれぐらいのバランスにしていくかということは国の政策としても必要だろうと思っております。現段階で今我が国で資源として考えられるものとしては、スギというのはやはり重要な位置づけにあることです。それにかわって、ほかの資源として植えられるものは何があるだろうかといったときに、今の地域の状況を考えて、これはもちろんいろいろな地域によって若干違いはありますが、スギに非常に適しているということは決して少なくないと思っておりますので、それをうまくこれから区分けをすることであって、一律にどうもスギであるかという議論はちょっといかがかという具合に私は思っておりますので、地域地域によってこれから判断していくということではなかろうかと思っております。

そういう点で、森林総研の役割も非常に大事ですし、育種センターの持っていた機能というものをきちっと、その地域地域に密着した、都道府県との関係もありますし、このあたりを勘案した検討がものすごく重要になってきているなという具合に私は思っております。

そういう点では、特にこの国土の3分の2を占めているところを対象にいたしておりますので、そういう点ではただ管理部門からの統合ということで物事を進めるのはいろいろな意味で非常に難しい。中央側の管理部門だけの話で、運営の効率化というのを、本当の森林にとって運営のいい効率化ということを考えてときに、もうちょっと大事におかないと、これは危ない

なという感じがいたしますので、運営の効率化を図っていかねばならないのはわかりますが、森林の管理という視点でひとつ十分検討していただき、その機能が失われないようお願いしたいということだけは思っております。

松本委員長 森林の管理からいうと、統合というのは好ましくないというご意見ですか。

有馬委員 余りどうであろうかなと。

松本委員長 どうであろうかなと、疑問を感じるということですか。

有馬委員 機能さえきちっとしっかりしていれば、それはあり得るかと思えますけれども、往々にして今までのいろいろな管理部門の経てきた道を見ておりますと、末端が非常にだんだん弱くなっていく。中央は一応管理があるけれども、かえって仕事はややこしくなる。末端が重要だという視点を忘れないようにしていただきたいということです。

松本委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 おっしゃることはよくわかるんですけども、少なくとも戦後植える植えるとスギをはやし立てた。それは、マスコミまでこぞってスギを植えることを奨励した。ところが、伐採を目的にして植えたわけですが、伐採時期の今は切っても売れない、だからそのまま生やしている。これが花粉が大量に出てきた原因ですよ。

有馬委員 そういう一面もあります、そうじゃない一面もあります。

小林委員 これは国土の3分2を占めているわけですから、国としてこの地域にはこういう樹種が必要だとか、こういう森林を保つべきだと、そういう政策があって当然だろうと思うんです。つまり、木を見て森を見ずとよく言われますけれども、やはりこれは森林なんですから総合研究所の中に育種もあって、全体として寒冷地にはこういう樹木を育種しなければいけないし、また温暖の地域にはこういうもの、あるいは高地にはこういうものとかいろいろなそれぞれの地域に合った育種をしなければならないし、また国土の3分の2がほとんどスギであっても困るだろうから、こういう樹種の育成もしなければいけないと。そういうふうに森全体を見る目からいって、私は統合した方がより効果的ではないかと、思ったわけです。

それと、ここに書いてあるのですけれども、新品種の開発・普及とあります。これまで、例えば麦にしても何しても農林何号というのがたくさんありますよね。そういう代表的な例があるのかどうか。それから、ジーンバンク事業というのは、ほかの研究所でもやっていますし、それから海外の林木育種技術協力というのは、JIRCAとJICAと重なる部分だろうと思います。その辺のすみ分けというのはどういうふうに考えていますか。

松本委員長 どちらでも結構です。事務局でもいいし、あるいは.....では、事務局から願

いします。

研究・保全課長 林木育種センターの業務について、若干補足をさせていただきたいと思えます。

まず、品種の開発、配布につきましては、今、花粉スギのお話が象徴的に出てまいりましたけれども、ほかに今まで取り組んできた大きなものとしましては、松くい虫に対する抵抗性のある品種を、これを各地それぞれ土地の状況に合ったものを開発しまして、かなりの数を配布してございます。

また、花粉の関係では無花粉スギに先立ちまして、花粉の少ないスギというもの、これはかなり実用化の段階に入っておりまして同じく配布しております。また、まだ研究途上でございますが、温暖化対策として、二酸化炭素の吸収、固定の能力が従来の木より高いようなものを何とか林業の世界で実用化できないかというようなことにも取り組んでおります。

また、ジーンバンク事業でございますが、これは生物多様性条約に基づく国家戦略に基づきまして、専ら林木、樹木に関することにしましては、林木育種センターがほぼ国内唯一という形で、国内の絶滅危惧種の樹木を現場とそれから種子、遺伝子等で保存するという事業を進めております。

また、海外につきましては、前に J I R C A S 等のお話もございましたが、特に育種というまさに海外の熱帯林等の品種開発という部分につきましては、きちりすみ分けを図りまして、育種にかかわるところは育種センターがやらせていただいております、その他の一般的な林業の協力等は J I R C A S 等で行うという仕組みになってございます。

以上でございます。

松本委員長 よろしゅうございますか。

小林委員 例えば、熱帯の樹木などを日本に持ってきて育種するんですか。 J I R C A S は現地に行ってやりますよね。

研究・保全課長 現地に同じようにこちらから派遣して行ってございますし、また日本では西表島にちょっと試験林をつくりまして、そこと現地と二本立てでやっております。

小林委員 そうすると、 J I R C A S と全く重なるわけですね。

研究・保全課長 同じ、林業、森林という意味では、まさに共通の点がございませけれども、育種という実際の中身のところではすみ分けをしているということでございます。

小林委員 例えば、ほかの作物の育種などは現地でやっていますよね。

研究・保全課長 林木も育種センターの職員が海外に派遣されて現地でやっております。

小林委員 J I R C A S がやっていることの中で、林木だけを別に切り離しているということになりますよね。

研究・保全課長 そうです。

松本委員長 同じ統合問題で、検査検定3法人についても委員の皆さんから意見を聞きたいと思います。

山野井委員 全体の流れの中で、この方向というのは私は是としたいと思いますけれども、ただ積極的にどんどん進むべきだという気持ちに対してはちょっとひっかかる部分があります。それは二つの理由によります。一つは統合の問題、それから3法人の場合は公務員の方が一番的確だと思いますけれども、林木を含めて非公務員化という今一つの問題がございます。つまり特段問題がなければその方向にいったらどうかというイメージがします。それはクリティカルな問題があつての流れなのか、従って、ここで論議する問題ではないとも思いますので、私はそういう意味で方向としては是とすると、こう申し上げたんですが、積極的にと言にくい部分は、例えば統合といった場合に、どれだけ大きなメリットを持つか、ここを中心に考えないと、例えば私どもは産業界でいえば会社の統合とか、組織の統合、機関の統合。その場合に、余り問題なければやったらどうかという発想はまず絶対にとらないわけです。あくまでもポジティブの面でどれだけ大きなものがあるかということがベースにないとそれは行わない。大変大きな問題ですから。

松本委員長 はっきりしたものがないとね。

山野井委員 従いまして、私はこの方向は是としますけれども、ぜひ積極的にメリットの説明をこれから、今日でなくてもいいんですが、統合によってどれだけ大きなメリットが生まれるかというところに焦点を合わせて論議する必要があると思います。そうしませんと、一般消費者とか国民の目から見て、統合してどういうことが変わったんだろうか、ここが問われる危険性もゼロではないので、ぜひここは、今日とは申しませんが、ポジティブな面を強調する形をぜひ論議していただきたいというのが私の希望です。

松本委員長 事務局から、先ほど統合することによってどのようなメリットがあるかというのは、一応の説明は受けたわけですが、どうもそれでははっきりしない、納得しないというような面もある。事務局側で非常にポジティブにここを、メリットが出るんだというところで、もし今の段階で、わかるわけではないと思いますが、こういうことが予想されるでも結構ですから、ちょっと言えませんか。

手島委員 関連した意見ですが、いいですか。

松本委員長 手島委員、どうぞ。

手島委員 今の3法人の統合ですが、私はこれは非常にいい良いことだと思います。従って、これは積極的に進めて、そこからメリットが出せるような具体的なものを、これから作っていただきたいと思います。

こういうことは今までやったことがないことですから、実際に進めてみて初めてわかってくるといえることが多いと思うんです。ですから、是が非でもどんどんそっちの方向へ進めながら本当のメリットがこういうところから出てくるということを走りながら見つけてやってほしいなと思います。

これは、私の方の反省もあるんですけども、我々が検討したときはこの3つの統合という案はなかったんですね。これは、我々のプロジェクトチームが1つの事業所について検討するというような格好になっておりましたので、幾つもの機関を統合してみるというような発想が足りなかった。

また、前に検討したときは上の2つの機関の技術的な面とか、機能的な面で共通点があるかどうか、メリットが出るかというような、そういう見方をしていたわけですが、先ほどご説明があったように、消費者という立場の視点から見ると、この3つを合わせてみて、非常に大きなメリットが出てくる可能性があるということなので、そういう視点の持ち方なども、我々は足りなかったなという反省をしております。

そういう意味では、もっともっと大きな見方、つまり国民の立場でこの委員会のテーマをもっと見ていかないといけないんだなという反省を非常にしました。今までは、何となく事業所からそれを見るというようなことにとらわれていたように思いますし、そういう意見が多いと思うんですが、我々の役割というのはそれも大事なんですけども、やはり大きく見て国民にとってどういう方向づけが望ましいのかということの見方をもっと加えていかないと、我々の役割が果たせたことにならないのかなと、そんな反省をしました。

松本委員長 メリットというのは、予想されるものを引き出すんじゃなくて、むしろ作っていくものだという、見方を変えれば非常にポジティブな、そういうご意見でございました。

小林委員、どうぞ。

小林委員 手島委員のご意見に全面的に賛同いたします。最初に肥料検査所と飼料検査所が一緒になったが、これは検査という類似業務で一緒になっているのです。今度も、当初は農薬検査所を加えて、検査という共通項でくくろうとしたわけですが、今回の提案はそうではなくて、食品の安全、消費者の信頼の確保という非常に大きな命題で、しかも、機能ではなく

て目的によって統合しようというわけですから、これはそれなりのメリットはあると思います。

ですから、私は統合した暁には、昔の肥料検査所と飼料検査所の2つに分け、センターを含めて4つの組織を持つというふうに、再編成した方がすっきりすると思います。

松本委員長 それでは、日和佐委員どうぞ。後でまた山野井委員のご意見を伺います。

日和佐委員 最初、農薬検査所と肥飼料検査所の統合という案が出ておりまして、これは双方が特化した業務を行っているにもかかわらず統合するということで、これは単なる検査所という共通の名前があるから統合という発想になったのではないかというように思われるほど安易な考え方であったと思います。

今回の消費技術センターを入れて3カ所の統一ということで、もちろんそれぞれ3つの事業内容を見ますと、そんなに簡単に統合してメリットが出るのかなということが現実的にはあることはありますけれども、ここにありますように立入検査一つとっても、共通の業務として3カ所でやっているわけですから、それらを1カ所に統合していくというようなことは可能なことでありまして、なおかつ消費者への情報提供等を考えれば、2つの検査所の統合よりこの3つの法人の統合の方が納得性があると思ひまして、前向きに検討していく方向でいいのではないかなと思っております。

ですけれども、本当にメリットを出すためには、事業内容の精査等どの事業内容を統一すればコスト削減につながるかという具体的な検討をきちんとやっていかないとだめだと思ひます。それと同時に、どこが本部機能をもって、そのあとの2つは支部的なところになるのか、いやそうではない分室なのか、いろいろ組織の作り方の問題もあると思ひます。

それから、役員人事などもどうすればいいのか、一番効率的に事業を運ぶにはどうすればいいのかというのも、具体的にこれは議論しなければいけないと思ひますし、そのようにきめ細かに具体的な案を積み上げて、そして効率化が図れるという確信を持った統合がなされなければいけないと思ひています。それにはやはり時間がかかると思ひます。ですから、拙速にやらないで、十分に時間をかけて準備期間をおいて、統合して本当によかったと、3者ともよかった、なおかつ国民も消費者もよかったと思ひえるようなことに運んでいってほしいと思ひます。

松本委員長 そうですね。この食品の安全性というか、そういうことでご専門の立場から井上委員、何かご意見ございましたらお伺いしたいんですが。

井上委員 私自身は食品に関することについて、必ずしも専門というわけではないのですが、今の日和佐委員のお話を伺っていましたところ、食品のトレーサビリティなども考えますと、この消費技術センターの仕事と、外国から輸入した野菜に残留農薬があるといった情報の共有

化などは非常に大事なことだと思います。

ですから、3法人の統合については、そういう面に関しまして、国民の健康、安全にプラスに働くようになるように発展していただきたいと思っております。

以上です。

松本委員長 再度、山野井委員、反対の立場、どちらかという反対。

山野井委員 私は反対ではなくて、先程も言いましたように方向として是なんです。

松本委員長 余り急ぐなど。

山野井委員 急ぐというよりも、これからの問題だと思うのですけれども、メリット論をもっと強調しないと、例えば管理部門などはダブるケースが幾つかあります。そういうものに対してリストラというのは絶対やらないわけですから、そうすると、人員はそのまま抱えた中で一緒になったときのメリットというものを強く言わなければ、一般的な社会の見方からすると違和感が出てくる可能性がありますので。私はこの方向は反対ではないんです、先程も言いましたように。

松本委員長 ごめんなさい、賛成ですか。ただ、流れに流されるなというご指摘なんですか。

山野井委員 いや、もっとプラスの部分強調するように工夫してくださいと。そうしないと納得性が果たしてできませんでしょうかと、こういう意味であって、流れとしてはこの方向は正しいと思うのです。是とするといったのはそういうことでございます。

松本委員長 どうも失礼しました。

それでは、山本委員どうぞ。

山本委員 今の山野井委員の意見に近いかと思うのですけれども、お聞きしました範囲では、非常にメリットが出にくい合併だなというふうな印象は受けます。それぞれの専門性が高いですし、消費者ということ 키워ドにしてという考え方もわかるのですが、逆に言うと、私はこの食品の安全と消費者の信頼というところに、この文句自体を掲げたこと自体に一抹の不安を覚えるのです。

というのは、実は農薬の検査所と肥飼料検査の場合には、特に私は大きく環境問題とかかわっていると思うのです。その視点が余り強調されないというのが一つ。逆に言うと、そこが無視されているのかなと、出てこないというのはむしろ合併メリットとして、環境インパクトについても大きな配慮ができるのだというようなところを積極的に出してきて、それが大きく消費者という買い物をする側という人々だけではなく、大きく国民にもメリットを与えるのではないかと。

例えば、そういう視点も含めて、大きく国民メリットというものを考えていかなければならないし、実際にアドミニストレーションで非常に人員が削減できるとか、お金が削減できるとかというメリットが見にくい統合である以上、目的としてのパフォーマンス、業績としてのメリットというのが強調されるべきだし、それは単純な食品の安全にとどまるようなものでもないのではないかと。

同時に、このところこのような農林業者に対して、現場の生産者からは消費者というのを見ていて、生産者が無視されているんじゃないかというような思いが非常に強いと。外に向けて大きく国民的な合意を得ていく上で、消費者とか国民を強調するのもいいと思うのですが、一方で消費者の信頼を得るということが、農家にもきちっとメリットがあるというようなしかけとか仕組みもきちっと説明していかないと、今までさんざん生産行政だったという面もあると思うのですが、急にそのような方向転換の中で、非常に生産者側に無視されているというような思いも強くなってきているので、そちらに対してのメリットもある程度出していかなければならないかなと。

そういう意味でも、山野井委員がおっしゃるように、メリットに対する検討がちょっと浅いのではないかと、やってからメリットが出るというような意見だと、とにかくやるんだという話なので、少なくとも想定されるメリットについては、もう少し深い洞察があってもいいのではないかと印象を受けます。ただ、合併統合に関しては、一つの流れでもあるのであえて反対とは思いません。

松本委員長 メリットをただ食品の安全性という非常に限られたものじゃなくて、環境も含めた環境の安全性、環境を重視した面が欠けているような気がして、そうしたものも含めた総合的なメリットを追求すべきじゃないかというご意見でございました。

それでは、梶川委員どうぞ。

梶川委員 専門的知識もないのに非常に恐縮なんですがございますけれども、今、メリット、デメリットという問題で、統合というのはクリティカルな要請というも前提にあるのかなのか。純粹に議論をしなければいけないところで、クリティカルな要請が所与のものとしてある程度考えるというのは余りよくないのかもしれませんが、私ちょっと考えますに、その辺を多少前提に物を考えていかないと、専門知識がない中で、つい昨日までこれは統合したらまずいんだというデメリットを全知全能をかけてご説明をお聞きしていたと。それをある日突然メリットがあるんだということを知りながら説明をしるということ自身、ちょっと門外漢にすると、非常に不思議な感じがするんです。

多分、一般の会社が統合されるにしても、長い時間をかけてどうしたらよりよくなるか、先ほどもお話があったのですが、このまま単純に合わせたのではうまくいかないけれども、こういう点に研究開発の重点を置けばよりよくなるという、そういう優秀な方が何人も寄せ集まって考えた上で統合しようという、その研究の期間というんでしょうか、検討の期間というのを、つい昨日まで優秀な方がデメリットがあるということをご説明に全知全能をかけてこられたわけですから、今日突然メリットを説明しろということも難しいですし、基本スタンスをどこかでそろそろ整理をして、全体を見渡した上で、ある種のクリティカルなことも受け入れるなら受け入れて、国民にとっていい独立行政法人制度のあり方として、どういうふうに知恵を絞ればある種の統合がよりよい方向に行くのかという前提で検討し続けられない限り、去年もそうなんです、昨日まではだめだと言っていて、突然この本会議にかかってきて、これは全部受け身であって、どこどこが言うからという話を突然、それが所与の前提になっていい方向だけで作文をつくるというのは、本当に言い過ぎなのでございますけれども、何かここで、私は聞いていて非常にむなしさを感じるというような、ちょっと感想に近いんですが、つくづく思います。

松本委員長 確かにそういう面はありますね。それはどの委員も、多少なりとも今の梶川委員のような考え方というかお気持ちをお持ちだと思います。どうもありがとうございました。

それでは、徳江委員。

徳江委員 今、梶川委員が言われたように、評価委員会の委員の役割、評価委員会の目的、それとこの事務事業の統廃合、あるいは独法の統廃合への意見の表明との関係を考えて場合、私も当初から申し上げているんですけども、評価委員の役割としては中期目標、それから中期計画に沿って業務が進められているか否かを評価しなければならないことははっきりしています。ところが事務事業、あるいは組織の統廃合については、中期目標・計画に明示されていない場合が殆どで、中期目標期間終了近くになり、極めて限られた時間内とデータを基に議論する状況になっているのが、現状ではないでしょうか。その辺がどうしても我々としては非常にやりにくいということになります。次の第2回目の中期計画にはこの辺の組織とか事務事業の見直しについてはっきり目標などに入れて評価していかないと、同じことの繰り返しになるのではないかと思います。

私としては、基本的には今の国家財政を見ますと、大体税収は40兆台、その歳出規模が80兆台ですから、やはり倍、その不足は全部借金で賄われてますね。財政の問題を考えますと、どうしても全体的に独立行政法人の運営については、もっとコストを下げていかなければいけ

ないなど、そういう視点から独法運営を評価しなければならないと思います。基本的にはいかにコストを下げるか、あるいは国民のためになるかという、そういう視点からいきますと、どうしても今ここで議論されていまして事務事業、組織の統廃合はその辺を前提で話を進めていかなければいけないんじゃないかと、こういう気持ちなんです。

これは、各委員の方々もその辺がはっきり割り切れないというか、非常に難しい立場に立たれているんじゃないかなと思いましたので、以上申し述べさせていただきました。。

松本委員長 目標の中にそういう統合、統廃合みたいなものが出てきてもいいのではないかと。

徳江委員 そうですね。最初にその議論はありましたけれども、それは多分難しい面があるということであまり議論されてこなかったのではないかと思います。

松本委員長 ともかく評価ということで、でも評価というのは、そうしたことも踏まえた上ですよね。そこら辺の見きわめが難しいんですが。

徳江委員 そうですね。今議論が出ておりますように、メリット、デメリットがどうかということも時間をかけないと出てこないと思います。ですから、中期目標期間を通じて議論しなければいけないと思います。

松本委員長 徳江委員からは非常に重要なご意見をちょうだいしました。

それでは、どうぞ。

大川委員 3法人の統合で、新しいミッションというのを打ち出していきたいと思っております。

例えば、一つ農薬というのを例に挙げますと、農薬を散布するというのは食料作物もあるし、肥料や飼料作物もございます。そうやって散布した食料作物の場合、消費者の食料になるわけですが、肥料というのはそれを使って作物を栽培して、そこでの農薬が食料作物に移っていくというケースもございます。

それから、飼料の場合はそれが家畜に伝わって、それからの生産物が食品になるということになると、生産から消費にいたる、そういった農薬の総合的な管理ということができるようになるので、そういった新しい見方でこの議論が行われるとなると、非常にいいかなと考えております。それは、ほかの肥飼料の場合も例えばBSEのように同様に考えられると思っております。

したがって、例えばその図の中にあるように、食品管理能力を低下させないというのではなくて、やはり新しい総合的な管理ができるような体制をつくっていくとか、それから法人の職員に求められる専門性の維持、向上というのも重要なのですけれども、そういった全体的に生

産から消費にわたる俯瞰的な見方ができるような、そういう職員というか、そういう管理能力が求められると思いますので、これを機会にぜひ新しい組織というのを出していただきたい。

松本委員長 職員全体。

大川委員 組織全体並びにその職員においてもそうだと思います。

松本委員長 俯瞰的な。

大川委員 そうですね。と思っています。

松本委員長 ただいまのご意見は大川委員からございました。

では、日和佐委員どうぞ。

日和佐委員 すみません、つけ加えたいんですが、食品の安全・消費者の信頼の確保という、この言葉なんですけれども、この言葉で何となく納得してしまう力があるんです、この言葉自体が。非常に私はこれは危険で、このためにやるんですからと言うと何となく納得してしまう、いいえとは言えないというのはいささか危険でありまして、じゃ食品の安全・消費者の信頼の確保のために具体的に何をやっていくか。そのことが非常に重要なことで、具体的にやれることを今後提示していただきたいと思います。単なる抽象的にこのようなメッセージを伝えるだけではなくて、具体的にこういうことがやっていけるんだということを検討して提示していく必要があると思うんです。

それから、もう一つ先ほどの、今までだめだめって、無理だと言っていたのが、ころっとオーケーに変わるとおっしゃいましたけれども、私はこれは総務省のあり方にも問題があると思うんです。総務省が提案してくることに非常に危機感がありました。本当によく考えないできちんと検討したとは思われないような結果を提案してくるわけです。

ですから、こちらもどうしてもそんな提案には乗れないというような対応をせざるを得ない。はいはいと言うわけにはいかない。ましてや、私は個人的には農薬検査所は消費技術センターとの統合だったならば可能かもしれないなということは思っておりましたけれども、そんなことはとんでもない、こちらから提案するなどというのはとんでもないという思いをしてしまうわけです。そういう対応を総務省はしているということです。

ですから、お互いに大人の議論にならないで、それぞれの立場で主張せざるを得ない。要するに攻防、駆け引きに当然なってしまうわざるを得ないという状況がある。ですから、私はそのことは承知の上でして、ここでの議論が100%通るとは思っておりましたが、それでも、可能な限りこの意見は主張できる間は、ともかく120%でもいいから主張していかないと、理不尽な考え方をのまざるを得ないような状況になる。そういうこともあったというこ

とです。

松本委員長 その点は事務局側に十分ご納得いただくようにしておきます。ありがとうございました。

それでは、小林委員。

小林委員 先ほど大川委員が言われたことと同じなのですが、少なくともこの黄色い枠の中にある「管理能力を低下させないための体制整備」は、最後には前向きに検討といっているけれども、これは非常に後ろ向きですよね。これは恐らく個別法がどう定まるかによって変わるでしょうけれども、個別法に定められた設置目的、それに合うようにこれを変えていかないとだめだろうと思います。こんな後ろ向きな姿勢では決して統合のメリットというのは生まれません。

だからやはりこれから、先ほどの意見もありましたけれども、事業の見直し、統廃合も含めた、廃止も含めた見直しというのは、中期目標の期間が終了時にしかできないわけです。だからむしろ、今度は少し予見をして、例えばこれとこれは5年後に統合するというようなことがあれば、中期目標の中に、統合に向けてこの5年間で準備をするんだと。つまり、統廃合というのは5年ぐらいの期間をかけてやるんだというような、そういうものを計画の目標の中に定める。

松本委員長 徳江委員がおっしゃいましたね。

小林委員 そういう仕組みをこれから導入すべきではないかと。今、いきなり終わりになってこれとこれが統合しろなんていうのは、言っていることがころころ変わるわけでしょう。

松本委員長 梶川委員もその点を指摘されましたね。

小林委員 自分たちが5年先を考えて、その中で議論していくということが必要なんじゃないかと思います。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、清野臨時委員。

清野臨時委員 私の感想としては、こういった機関のスリム化は時代の要請であるというふうに感じますけれども、ただ機能論的、組織論的に見た場合の組み合わせがベストかというふうに問われれば、私はどうもベストではないのかなと。例えば、先ほど生産者というふうな話もございましたけれども、農業者から見た場合に、もう少し国全体から見て、例えば厚生労働省関係とか環境省関係とか、もう少し幅広い視点での考え方があるのではないかなというふうに感じるわけです。

それからもう一点、資料3の3の枠組み、管理能力の低下、職員の専門性というようなことにご意見がありましたけれども、私はこうした側面も必要であるし、またゼネラリストの育成が必要だという両面があると思います。ただ、すべてが同じような職員、均一な職員になっては組織としてはいけないだろうと、そんな印象を持っております。

松本委員長 ありがとうございます。

非常にたくさんのご意見をちょうだいいたしました。しかしながら、こうしたご意見に対して一つ一つ事務局の方でご答弁をいただくのには、余りにもこれは難しい問題でございますので、当然ながら事務局の方でもこれは勉強、宿題ということで、今いただきました貴重なご意見はそれぞれについて検討、あるいはこれからのものに反映していただくようにご処理をお願いしたいと思います。

多少まだ時間は許せるんじゃないかなと思うので、ちょっと小林委員待ってください、新しい方からご意見をちょうだいしたいと思います。

では、土井委員。

土井委員 1つだけちょっと教えていただきたい。結論を出す段階になったということですが、これまでのお話の中に統合をもう少しおくらせてもらいたいとか、積極的に推進しようとか。

松本委員長 ありました。一番最初の林木育種センター。

土井委員 それでは、統合までのタイムスケジュールはどうなっているんですか。いつごろまでに出せとかという話はあるんですか。

松本委員長 これについては事務局から答弁します。

土井委員 それともう一つ、委員のご意見の中でこうしてもらいたい、ああしてもらいたいとか、すべきであるとか、貴重なご意見が出たんですけども、そういうものを総合して判断し、議論して結論を出すのはどこがやっているのか。その2つをお伺いしたいと思います。

松本委員長 その点については事務局から答えさせていただきます。

文書課長 まず、段取りでございますけれども、資料3の1でご説明いたしましたとおり、勧告の方向性というものが今月の中旬に総務省の政・独評価委員会の方から出されますので、これを踏まえて農林水産省におきまして、見直し案を作成し、見直し内容を決定するというところでございます。それで、現在見直しております法人について、本日いただきましたご意見なども踏まえて見直し案を農林水産省において策定したいというふうに考えております。

それから、統合等の時期でございますけれども、現在の中期目標期間というのが来年の3月

までということでございますので、次の目標期間というのは18年の4月からスタートするということになっております。それで、昨年見直しをいただきましたものにつきましては、既に来年の4月からスタートできるような法律案の検討等を行っておりますけれども、今回見直しをいたします法人につきましては、これから本日の意見なども踏まえまして、個別法の改正、それから中期目標、中期計画の策定というようなことに向けての作業をしていく必要があるわけですが、11月のこのタイミングでございますので、非常にタイトなスケジュールになるだろうという感じはしております。

それで、来年の通常国会に個別法が提案できるような形で進めるのかどうか、この辺につきましては、総務省の方ともよく協議をいたしまして、日程を詰めていきたいというふうに考えております。

松本委員長 土井委員、それでよろしゅうございますか。

土井委員 そういった変更に関するキャスティングボードを握っているところは行革本部ということになりますか。

文書課長 まず、法律の見直しの内容につきましては農林水産省が法律上は定められているところでございます。それから、実際の実施のタイミングにつきましては、独法制度全体の見直しを担当しております総務省の行政評価局とも相談をしながら検討していきたいということでございます。

松本委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 実際には、ある程度概算要求はされていると思うのですが、この改革に沿った概算要求はもう既にされているわけですか。

文書課長 予算でありますとか、あるいは税制改正、こういったことにつきまして8月の時点で概算要求を出しておりますので、その時点におきましては、現在の法人の形を前提とした概算要求を行っているわけでございます。したがって、予算なりそういう税制の取り扱い、そういったものを含めて、どういうタイミングで進めていくかということにつきましては、総務省の方と協議をしていくということでございます。

小林委員 その際に、種苗管理センターと家畜改良センター、ここは大きく変わったのは非公務員化ですが、これに対して、今日はまだ議論もほとんどされていませんが、結構な人数を抱えている2つの機関について、従来のスタイルで概算要求をしていくということではなく定数の再配置を視野に入れ、私は3法人を統合したものはほとんど人員は削減すべきではないと考えています。

古くから同じような体制である種苗管理センターと家畜改良センターというのは、国民的視点から見ても相当の改革の余地があると思います。ですから、一律の定数の削減ではなく、重点的に配分するというようなことが見直しの中では必要なのではないかと考えています。

松本委員長 今のご意見としてよろしく願いいたします。

非常にたくさんのご意見をちょうだいいたしました。まだ意見を述べられていない方でぜひともという方がいらっしゃったら、まだ多少時間があるかと思しますので、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日は非常に重要な審議事項に関して、積極的にいろいろな貴重なご意見をちょうだいいたしました。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしましたけれども、あと事務局の方から連絡事項があるようでございます。

文書課課長補佐 本日の議事につきましては、議事規則に従い議事録にて公開とさせていただきます。議事録ができ上がり次第、各委員の皆様にご確認していただいた上で、農林水産省のホームページや文書閲覧窓口において公開することといたします。資料の公開につきましても同様となります。

また、見直しにかかる今後のスケジュールでございますが、今月中旬に政策評価・独立行政法人評価委員会より見直しに係る勧告の方向性が示されることになっております。その後、勧告の方向性を踏まえまして見直し案を作成することになりますが、昨年と同様でございますが、その際には皆様のご意見を聴取したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、冒頭にも申し上げましたとおり、組織及び業務の見直しについては、現在検討の途中ということでございますので、配布資料につきましては委員限りとしていただきたいというふうをお願い申し上げます。

以上です。

松本委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の評価委員会を閉会とさせていただきます。

皆様方には長時間にわたりまして、大変ご熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。

午後2時50分 閉会